

令和6年度 公文書開示（3月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 | |
|-------|-----------|-----------|--|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--|-------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | | 9号 |
| 1 | R7. 2. 20 | R7. 3. 5 | 会計管理局の極悪管理職らがトラブル事案捏造報告を行って都庁職員である請求人を令和6年9月4日付の違法な懲戒免職処分に追い込んで、この「退職」に伴う共済組合の健康保険の加入手続きに関する説明・必要書類の交付を請求人に行わずに、共済組合の健康保険に請求人を加入させないようにすることにより、請求人に国民健康保険への切り替え手続きを余儀なくさせた事案について、仮に請求人が違法退職後に共済組合の健康保険に加入することができていたら毎月の保険料の支払金額がいくらになるかが確認・検証できる全ての公文書（規程・手引きなど） | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。 | 会計管理局管理部総務課 |
| 2 | R7. 2. 28 | R7. 3. 12 | 東京都職員共済組合事務局事業部健康増進課の職員が令和3年春に開催される森林セラビー（檜原村観光協会主催分）に係る請求人の申込みを不適切に排除してトラブルとなり、請求人が令和6年9月4日に違法かつ不当な懲戒免職処分を受ける「理由」の一つとなった事案について、請求人の追及にピント外れの回答を繰り返す健康増進課の職員の服務規程違反行為への対応について請求人が相談したところ、健康増進課の職員への指導等を何も行わず、逆に請求人を非行行為者に仕立て上げた職員(当時)らの極悪虚偽告訴行為等の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど） | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。 | 会計管理局管理部総務課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------------|
| 5 | R7.3.11 | R7.3.25 | 廃止前の東京都収入証紙の印刷業務の委託に関する契約書（仕様書その他の附属書類を含む。）（最も直近のもの） | | | | | | | | | | | | | | | | | 開示請求に係る当該公文書は、実施機関では保存期間を満了し、既に廃棄済みで存在しないため。 | 会計管理局管理部会計企画課 |
| 6 | R7.3.18 | R7.3.31 | 請求人に違法かつ不当な懲戒免職処分が科されるようにトラブル事案虚偽報告を行い、事実無根の処分理由を外部公表して請求人の名誉を大きく毀損し、請求人に多額の健康保険料の支払いを負担させるべく保険継続の案内を行わない、というようなゴキブリ以下の扱いとなる非人道的な対応を請求人に継続している自身の非を棚に上げて、令和6年12月16日の請求人来庁時の対応記録の作成において、請求人が理不尽に会計管理局管理職をゴキブリ扱いしたかのような虚偽の事項を記載した会計管理局職員らの偽造公文書作成行為等の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど） | | | | | | | | | | | | | | | | | 本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。 | 会計管理局管理部総務課 |

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。